

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課）	2
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総合政策部総務課）	2
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（環境生活部総務課）	2
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（保健福祉部総務課）	4
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（経済部総務課）	7
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（農政課）	8
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	8
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁生涯学習課）	10
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	11

条 例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項を次のように改める。

4 当分の間、職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）において行う作業に従事したときは、第3条に定めるもののほか、危険作業に従事する職員の特殊勤務手当として福島原発周辺区域内作業手当を支給する。

5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

附則に次の1項を加える。

6 附則第4項に規定する作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る福島原発周辺区域内作業手当の額は、前項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号及び第9号中「当該自動車に係る登録事務を所管する運輸

支所の所在地」を「札幌道税事務所の所管区域内の地」に改める。

第59条第1項第4号中「知的障害児通園施設」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センター」に、「の定める」を「の認める」に改める。

第63条第1項第5号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第7条第2項第3号」を「第7条第2項第2号」に改める。

第23条中「第7条第2項第4号」を「第7条第2項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(3)及び(4)を削る。

別表第2中「福島町」を「福島町 知内町」に、「八雲町」を「木古内町 八雲町」に、「雨竜町」を「妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町」に、「占冠村」を「占冠村 和寒町」に、「小平町」を「小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町」に、「芽室町」を「新得町 芽室町 大樹町」に、「浦幌町」を「本別町 浦幌町 釧路町」に、「白糠町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の改正規定中「雨竜町」を「妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町」に改める部分 平成24年6月1日

(2) 別表第2の改正規定中「福島町」を「福島町 知内町」に改める部分及び「占冠村」を「占冠村 和寒町」に改める部分 平成24年7月1日

(3) 別表第2の改正規定中「八雲町」を「木古内町 八雲町」に改める部分及び「芽室町」を「新得町 芽室町 大樹町」に、「浦幌町」を「本別町 浦幌町 釧路町」に、「白糠町」を「鶴居村 白糠町」に改める部分 平成24年10月1日

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6

号)の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項及び2の項を次のように改める。

1 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認 (2) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更に係る届出の受理 (3) 法第33条第5項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の結果の通知 (4) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理 (5) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る届出の受理 (6) 法第36条第1項の規定による専用水道の施設の改善の指示 (7) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者の変更の勧告 (8) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の清掃等の指示 (9) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の給水停止命令 (10) 法第39条第2項の規定による専用水道に係る報告の徴収又は立入検査 (11) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道に係る報告の徴収又は立入検査	帯広市
2 削除	

別表第1中2の5の項を2の6の項とし、2の4の項を2の5の項とし、2の3の項の次に次のように加える。

2の4 大気汚染防止法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	北斗市
--	-----

- (2) 法第18条第3項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (3) 法第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設を設置している者からの届出の受理
- (4) 法第18条の4の規定による一般粉じん発生施設の基準への適合又は使用の一時停止の命令
- (5) 法第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受理
- (6) 法第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理
- (7) 法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設を設置している者からの届出の受理
- (8) 法第18条の8の規定による特定粉じん発生施設の構造等の計画の変更又は設置の計画の廃止の命令
- (9) 法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善又は使用の一時停止の命令
- (10) 法第18条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の制限の期間の短縮
- (11) 法第18条の13第2項において準用する法第11条の規定による届出事項の変更又は一般粉じん発生施設若しくは特定粉じん発生施設の使用の廃止の届出の受理
- (12) 法第18条の13第2項において準用する法第12条第3項の規定による一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係る届出をした者の地位の承継の届出の受理
- (13) 法第18条の15第1項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理
- (14) 法第18条の15第2項の規定による特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合の当該作業の実施の届出の受理
- (15) 法第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令

- (16) 法第18条の18の規定による特定粉じん排出等作業の作業基準への適合又は一時停止の命令
- (17) 法第26条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は特定粉じん排出等作業の状況に係るものに限る。）
- (18) 法第27条第3項の規定による行政機関の長からの届出事項に該当する事項の通知の受理（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）
- (19) 法第27条第4項の規定による行政機関の長に対する措置の要請（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）
- (20) 法第27条第5項の規定による行政機関の長の講じた措置に係る通知の受理（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）
- (21) 法第27条第6項の規定による行政機関の長との協議（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）
- (22) 法第28条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請又は意見の申出（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は特定粉じん排出等作業の状況に係るものに限る。）

別表第1の3の項及び3の2の項中「北 見 市北 斗 市鹿 追 町」を「鹿追町」に改め、同表の3の3の項中「北 斗 市鹿 追 町」を「石狩市、北斗市及び鹿追町」に改め、同表の3の5の項中「東 川 町標 津 町」を「恵庭市、東川町及び標津町」に改め、同表の3の7の項中「北 見 市北 斗 市鹿 追 町」を「鹿追町」に改め、同項を同表の3の8の項とし、同表の3の6の項中「東 川 町標 津 町」を「恵庭市、東川町及び標津町」に改め、同項を同表の3の7の項とし、同表の3の5の項の次に次のように加える。

3の6 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条第1項の規定による動物愛護推進員の委嘱	石狩市
--	-----

別表第1の4の2の項中「環境基準（騒音に係るものに限る。）」を「騒音に係

る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）」に、「札 幌 市北 斗 市鹿 追 町」を「鹿追町」に改める。

別表第2中「深川市」を「歌志内市 深川市 富良野市」に、「蘭越町」を「蘭越町 ニセコ町 真狩村」に、「古平町」を「積丹町 古平町」に、「栗山町」を「栗山町 月形町」に、「愛別町 上富良野町」を「比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町」に、「小平町」を「小平町 苫前町 羽幌町」に、「遠軽町」を「美幌町 津別町 訓子府町 佐呂間町 遠軽町 湧別町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に、「様似町」を「様似町 えりも町」に改める。

別表第3中「松前町」を「松前町 福島町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に改める。

別表第4中「増毛町」を「増毛町 小平町」に、「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に、「平取町」を「安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町」に改める。

別表第5中「増毛町」を「増毛町 小平町」に、「平取町」を「安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町」に改める。

別表第8中「浦河町」を「新冠町 浦河町」に改める。

別表第9中「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の4の項、3の3の項、3の5の項から3の7の項まで、4の項、5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「各市町村（札幌市、函館市及び旭川市を除く。）」を「各町村」に、「稚内市、江別市、根室市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、七飯町、奥尻町、黒松内町、遠別町、猿払村、礼文町、豊浦町、新ひだか町、鹿追町、新得町、広尾町及び本別町」を「次表に掲げる町村」に改め、「（4）に掲げる事務のうち施設の整備改善等の命令にあっては、小樽市を除く。）」を削り、同表中1の4の項を1の5の項とし、1の3の項の次に次のように加える。

1の4 民生委員法（昭和23年法律第198号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	東川町
(1) 法第4条の規定による民生委員の定数の決定	
(2) 法第5条第1項の規定による民生委員の推薦	
(3) 法第5条第2項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取	
(4) 法第6条第2項の規定による主任児童委員として指名されるべき者の明示	
(5) 法第7条第1項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取及び民生委員の再推薦の命令	
(6) 法第7条第2項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取並びに民生委員として適当と認める者の決定及び推薦	
(7) 法第11条第1項の規定による民生委員の解嘱の具申	
(8) 法第17条第1項の規定による民生委員に対する指揮監督	
(9) 法第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施	
(10) 法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の決定	

別表第1中2の2の項を削り、2の3の項を2の2の項とし、同表の2の4の項中「毒物及び劇物取締法施行規則」を「及び毒物及び劇物取締法施行規則」

に改め、「及び法の施行のための規則」を削り、同項(3)中「（法第22条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同項(4)中「（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「特定毒物研究者等」を「特定毒物研究者」に改め、「又は」の次に「毒物等の」を加え、同項(6)中「（法第22条第7項において準用する場合を含む。）」を削り、「特定毒物研究者等」を「特定毒物研究者」に改め、同項中(8)から(13)までを削り、(14)を(8)とし、(15)から(24)までを(9)から(18)までとし、(25)を削り、「札幌市函館市小樽市旭川市」を「札幌市、函館市、小樽市及び旭川市」に改め、同項を同表の2の3の項とし、同表の2の5の項中「名寄市登別市北広島市北斗市松前町木古内町白老町芽室町浦幌町標津町」を「名寄市、登別市、北広島市、北斗市、松前町、木古内町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町、白老町、鹿追町、芽室町、浦幌町及び標津町」に改め、同項を同表の2の4の項とし、同表の2の6の項を削り、同表の3の3の項中「北斗市芽室町」を「北斗市、松前町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町及び芽室町」に改め、同表の3の4の項中「芽室町」を「松前町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町及び芽室町」に改め、同表の3の5の項(4)中「第29条第7項」を「第29条第9項」に改め、同項(5)中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同項(6)中「第29条第10項」を「第29条第12項」に改め、同項中「次表」を「別表第3」に改め、同表の4の2の項中「帯広市北見市稚内市滝川市砂川市登別市恵庭市猿払村浜頓別町白老町標津町」を「帯広市、北見市、稚内市、美瑛市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、東川町、猿払村、浜頓別町、白老町及び標津町」に改め、同表の4の2の2の項中「砂川市登別市恵庭市」を「美瑛市、砂川市、登別市、恵庭市及び東川町」に改め、同表の4の4の項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同表の4の7の項(3)中「の指定」の次に「（指定の変更を含む。）」を加え、同項中「名寄市登別市北斗市松前町今金町南富良野町芽室町空知中部広域連合」を「名寄市、登別市、北斗市、松前町、今金町、南富良野町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町、芽室町及び空知中部広域連合」に改め、「あっては、北斗市」の次に「、松前町、今金町、湧別町」を加え、同表の4の8の項中「北斗市松前町今金町南富良野町滝上町芽室町」を「北斗市、松前町、今金町、南富良野町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町、滝上町及び芽室町」に改め、「、北斗市」の次に「、松前町、今金町、湧別町」を加え、同表の4の9の

項を次のように改める。

- 4の9 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第24条第1項の規定による居宅サービス等（介護老人保健施設に係るものに限る。以下この項において同じ。）を行った者等に対する当該居宅サービス等に関する報告若しくは帳簿書類等の提示の命令又は質問
 - (2) 法第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する当該居宅サービス等の内容に関する報告の命令又は質問
 - (3) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可
 - (4) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可
 - (5) 法第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新
 - (6) 法第95条各項の規定による介護老人保健施設の管理者の承認
 - (7) 法第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告することができる事項の許可
 - (8) 法第99条各項の規定による介護老人保健施設の開設者の住所の変更等の届出の受理
 - (9) 法第101条の規定による介護老人保健施設の使用制限等の命令
 - (10) 法第102条第1項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令
 - (11) 法第103条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告
 - (12) 法第103条第2項の規定による介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨の公表
 - (13) 法第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告に係る措置又は業務の停止の命令
 - (14) 法第103条第4項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告に係る措置又は業務の停止の命令の公示
 - (15) 法第104条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取

下川町、
苦前町、
中頓別町、
湧別町及
び芽室町
（(1)及び
(2)に掲げ
る事務に
あつては、
湧別町及
び芽室町
に限る。）

消し又は許可の効力の停止

- (16) 法第104条の2の規定による介護老人保健施設の開設の許可等の公示
- (17) 法第105条において準用する医療法第9条第2項の規定による介護老人保健施設の開設者の死亡又は失踪の届出の受理
- (18) 法第105条において準用する医療法第15条第3項の規定によるエックス線装置の設置等の届出の受理
- (19) 法第105条において準用する医療法第30条の規定による弁明の機会の付与
- (20) 法第115条の35第6項の規定による介護老人保健施設の許可の取消し又は許可の効力の停止

別表第1中5の項を削り、5の2の項を5の項とし、同表の8の項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第4を別表第5とする。

別表第3中「赤平市」を「芦別市 赤平市 紋別市」に、「伊達市」を「伊達市 石狩市」に、「江差町」を「江差町 上ノ国町」に、「浦臼町」を「浦臼町 新十津川町」に、「天塩町」を「遠別町 天塩町」に、「滝上町」を「湧別町 滝上町」に、「壮瞥町」を「壮瞥町 白老町」に、「むかわ町 平取町」を「安平町 むかわ町 日高町 平取町 浦河町」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「苦前町」を「苦前町 中頓別町」に、「白老町」を「湧別町 白老町」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

当別町	新篠津村	松前町	福島町	七飯町	八雲町	奥尻町	黒松内町	蘭越町
真狩村	喜茂別町	泊村	神恵内村	月形町	東神楽町	増毛町	苦前町	羽幌町
遠別町	猿払村	中頓別町	礼文町	利尻町	津別町	豊浦町	様似町	新ひだか町
鹿追町	新得町	芽室町	広尾町	本別町				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、1の4の項、2の4の項、3の3の項から3の5の項まで、4の2の項、4の2の2の項、4の4の項及び4の7の項から4の9の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第20条の規定により公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）で定める基準が同法第27条の規定による改正後の公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項又は第3条第2項の規定に基づく札幌市、函館市、小樽市又は旭川市の条例で定める基準とみなされる場合におけるこの条例による改正前の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の5の項の左欄に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「、斜里町、小清水町」、「、厚真町、安平町」及び「、様似町」を削り、「、大空町及び安平町」を「及び大空町」に改め、同表の1の3

の項中「稚内市北斗市新ひだか町」を「稚内市、北斗市、東川町及び新ひだか町」に改め、同表の2の2の項中「稚内市新ひだか町」を「稚内市、新ひだか町及び芽室町」に改め、同表の2の3の項中「及び⁽²⁵⁾から⁽²⁷⁾まで」を「、⁽²⁵⁾及び⁽²⁶⁾」に改め、⁽²⁶⁾を削り、⁽²⁷⁾を⁽²⁶⁾とし、「士別市砂川市当別町東川町白老町鹿追町清水町」を「士別市、砂川市、当別町、奥尻町、東川町、白老町、鹿追町、清水町及び芽室町」に改め、同表の2の4の項中「市町村」を「町村」に改め、同表の3の項中「当別町」の次に「、奥尻町」を加え、「及び鹿追町」を「、鹿追町及び芽室町」に改め、同表の4の2の項中「稚内市北斗市」を「稚内市、北斗市及び東川町」に改め、同表の7の2の項中「当別町東川町美幌町新ひだか町 鹿追町清水町」を「当別町、奥尻町、東川町、美幌町、新ひだか町、鹿追町、清水町及び芽室町」に改める。

別表第2中「函館市 旭川市 釧路市 帯広市 岩見沢市 稚内市 芦別市 江別市 根室市 滝川市 砂川市 深川市 登別市 伊達市 北広島市 北斗市 松前町」を「松前町」に、「福島町」を「福島町 知内町」に、「鹿部町」を「鹿部町 森町」に、「蘭越町 ニセコ町」を「黒松内町 蘭越町 ニセコ町 喜茂別町」に、「白老町」を「白老町 洞爺湖町 むかわ町」に改める。

別表第4中「鹿部町」を「鹿部町 森町」に、「仁木町」を「仁木町 南幌町」に、「遠軽町」を「遠軽町 むかわ町」に、「芽室町」を「芽室町 白糠町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の2の3の項の改正規定中「及び⁽²⁵⁾から⁽²⁷⁾まで」を「、⁽²⁵⁾及び⁽²⁶⁾」に改め、⁽²⁶⁾を削り、⁽²⁷⁾を⁽²⁶⁾とする部分 公布の日
- (2) 別表第2の改正規定中「福島町」を「福島町 知内町」に改める部分 平成24年6月1日

2 この条例（前項第2号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、1の3の項、2の2の項から3の2の項まで、4の2の項及び7の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその

効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を削り、同表の3の項中「以下」を「昭和27年法律第229号。以下」に、「別表第3」を「次表」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同項を同表の3の項とし、同表中5の項を4の項とし、5の2の項を5の項とし、同表の6の項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同表の7の項中「芦別市登別市北斗市森町浦臼町鷹栖町羅臼町」を「美瑛市、芦別市、深川市、登別市、北斗市、知内町、森町、せたな町、蘭越町、喜茂別町、浦臼町、鷹栖町、枝幸町、幌延町、壮瞥町及び羅臼町」に改め、同表の8の項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「留萌市」を「留萌市 苫小牧市」に、「寿都町」を「寿都町 蘭越町」に、「仁木町」を「仁木町 余市町」に、「由仁町」を「由仁町 長沼町」に、「比布町」を「当麻町 比布町」に、「別海町」を「別海町 中標津町」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「釧路市」を「釧路市 帯広市」に、「留萌市」を「留萌市 苫小牧市」に、「登別市」を「深川市 登別市」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「京極町」を「京極町 共和町」に、「豊富町」を「枝幸町 豊富町」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6を別表第5とする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7の項の改正規定（知内町に係る部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の項、6の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の2の項(2)中「、第39条の7第9項又は第39条の106第2項」を削り、同項(3)中「、第39条の7第11項又は第39条の106第4項」を削り、同項中「札幌市旭川市白老町」を「札幌市、旭川市及び白老町」に改め、同表の15の4の項を削り、同表の15の5の項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（」の次に「平成13年法律第26号。」を、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（」の次に「平成13年国土交通省令第115号。」を加え、同項(1)中「第56条」を「第52条」に改め、同項(2)中「第59条（法第60条第2項及び第73条第2項」を「第55条（法第56条第2項及び第69条第2項」に改め、同

項(3)中「第60条第1項」を「第56条第1項」に改め、同項(4)中「第62条第1項」を「第58条第1項」に改め、同項(5)中「第69条」を「第65条」に改め、同項(6)中「第70条」を「第66条」に改め、同項(7)中「第71条第2項」を「第67条第2項」に改め、同項(8)中「第71条第3項」を「第67条第3項」に改め、同項(9)中「第72条」を「第68条」に改め、同項(10)中「第73条第1項」を「第69条第1項」に改め、同項(11)中「第74条第1項」を「第70条第1項」に改め、同項(12)中「第60条第3項」を「第32条第3項」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第72条の規定による賃貸住宅への円滑な入居のための援助

別表第1の15の5の項中「稚内市」を「稚内市」に改め、同項を同表の15の4の項とする。

第2条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中「稚内市登別市和寒町剣淵町下川町美深町音威子府村 中川町豊富町」を「稚内市、登別市、松前町、奥尻町、共和町、奈井江町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、苫前町、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町及び芽室町」に改め、同表の4の項中「小樽市室蘭市釧路市帯広市北見市苫小牧市江別市千歳市登別市北広島市石狩市」を「小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市及び石狩市」に改め、同項の次に次のように加える。

4の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（区画整理会社が施行する土地区画整理事業（以下この項において「事業」という。）に係るものに限る。）

- (1) 法第51条の2第1項の規定による事業の施行の認可
- (2) 法第51条の8第1項及び第5項（法第51条の10第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による規準及び事業計画の縦覧の手続
- (3) 法第51条の8第2項、第3項及び第5項（法第51条の10第2項にお

恵庭市及び石狩市

いてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による規準及び事業計画に係る意見書の処理の手続

- (4) 法第51条の9第3項（法第51条の10第2項、第51条の11第2項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む。）の規定による施行者の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
- (5) 法第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (6) 法第51条の11第1項の規定による区画整理会社の合併若しくは分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けの認可
- (7) 法第51条の13第1項の規定による事業の廃止又は終了の認可
- (8) 法第86条第1項の規定による換地計画の認可
- (9) 法第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可
- (10) 法第103条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理
- (11) 法第103条第4項後段の規定による換地処分の届出があった旨の公告
- (12) 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (13) 法第125条の2第3項の規定による区画整理会社のした処分の取消し等の必要な措置の命令
- (14) 法第125条の2第4項及び第5項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告
- (15) 法第136条の規定による北海道農業会議及び関係土地改良区からの意見の聴取

別表第1の5の項中「市町」の次に「（個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社又は市が施行する土地区画整理事業に係る事務にあっては、同表に掲げる市を除く。）」を加え、同表の6の項中「札幌市函館市北見市稚内市登別市奥尻町白老町釧路町」を「札幌市、函館市、北見市、稚内市、登別市、恵庭市、八雲町、奥尻町、東神楽町、白老町、芽室町及び釧路町」に改め、同表の7の項中「、大空町及び浦河町」を「及び大空町」に改め、同表の8の項中「別表第3」を「別表第4」に、「市町」を「町」に改め、同表の9の項中「各市町村（札幌市、函館市及び旭川市を除く。）」を「各町村」

に改め、同表の9の2の項中「稚内市砂川市当別町東川町白老町新ひだか町 鹿追町」を「当別町、奥尻町、東川町、白老町、新ひだか町、鹿追町及び芽室町」に改め、同表の11の2の項中「釧路市岩見沢市砂川市白老町」を「白老町」に改め、同表の12の項中「別表第4」を「別表第5」に改め、「稚内市」の次に「、士別市」を、「森町」の次に「、八雲町」を加え、同表の13の2の項中「釧路市岩見沢市砂川市白老町」を「白老町」に改め、同表の15の項中「別表第3」を「別表第4」に、「市町」を「町」に改め、同表中15の2の項を削り、15の3の項を15の2の項とし、15の4の項を15の3の項とし、同表の17の項中「別表第3」を「別表第6」に、「市町（大空町を除く。）」を「町」に改める。

別表第4中「江別市」を「江別市 士別市」に、「登別市」を「登別市 恵庭市」に、「森町」を「森町 八雲町」に、「美瑛町」を「東神楽町 美瑛町」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

当別町	福島町	木古内町	七飯町	森町	八雲町	長万部町	江差町	今金町	せたな町	倶知安町	共和町	岩内町	古平町	余市町	南幌町	奈井江町	長沼町	栗山町	新十津川町	鷹栖町	東神楽町	上川町	美瑛町	上富良野町	下川町	美深町	増毛町	羽幌町	浜頓別町	枝幸町	美幌町	斜里町	遠軽町	滝上町	興部町	雄武町	大空町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	日高町	浦河町	新ひだか町	音更町	新得町	清水町	芽室町	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	本別町	足寄町	浦幌町	釧路町	厚岸町	標茶町	弟子屈町	白糠町	中標津町
-----	-----	------	-----	----	-----	------	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-------	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------

別表に次の1表を加える。

別表第6

当別町	福島町	木古内町	七飯町	森町	八雲町	長万部町	江差町	今金町	せたな町	倶知安町	共和町	岩内町	古平町	余市町	南幌町	奈井江町	長沼町	栗山町	新十津川町	鷹栖町	東神楽町	上川町	美瑛町	上富良野町	下川町	美深町	増毛町	苦前町	羽幌町	浜頓別町	枝幸町	美幌町	斜里町	遠軽町	滝上町	興部町	雄武町	大空町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	日高町	浦河町	新ひだか町	音更町	新得町	清水町	芽室町	大樹町	広尾町
-----	-----	------	-----	----	-----	------	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-------	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

町 幕別町 池田町 本別町 足寄町 浦幌町 釧路町 厚岸町 標茶町 弟子屈町 白糠町 中標津町
--

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際第2条の規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の項、4の項、4の2の項、6の項、7の項、9の2の項、12の項及び17の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「北見市」の次に「、美瑛市」を、「八雲町」の次に「、せたな町」を加え、同表5の項中「稚内市」の次に「、美瑛市」を、「八雲町」の次に「、せたな町」を加え、同表6の項中「恵庭市」の次に「、北斗市」を加える。

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の

特例に関する条例別表1の項、5の項及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第5項において同じ。）に対処するため東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）において行う作業に従事したときは、第2条に定めるもののほか、特殊勤務手当として福島原発周辺区域内作業手当を支給する。

附則に次の3項を加える。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

4 附則第2項に規定する作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る福島原発周辺区域内作業手当の額は、前項の規定により受けるべき額に100

分の60を乗じて得た額とする。

5 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第6条第1項第1号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の救難作業手当の額は、同条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。